

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業
(デイサービス) 重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

浦安市高洲高齢者デイサービスセンター

所在地：千葉県浦安市高洲九丁目3番1号

TEL 047(382)2943

FAX 047(382)2436

2. 浦安市高洲高齢者デイサービスセンターの概要

(1) 事業者

名 称	浦安市
所 在 地	千葉県浦安市高洲九丁目3番1号
代表者氏名	浦安市長 内田 悦嗣
指定管理者	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
所 在 地	静岡県浜松市中央区元城町218番地26
代表者氏名	理事長 青木 善治

(2) 名称等

名 称	浦安市高洲高齢者デイサービスセンター
所 在 地	浦安市高洲九丁目3番1号
施設長氏名	副島 克行
介護保険事業所番号	千葉県 第1273200178号
サービス提供地域	浦安市内

(3) 職員体制

介護保険法上の職員配置基準

() 内は兼務職員

職種	職員数	備考
管理者	1名	
生活相談員	1名 以上	
機能訓練指導員	(1名)	介護職員等
看護師	1名 以上	
介護職員	1名 以上	
計	4名(1名) 以上	

上記の職員体制を基準とし、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(千葉県 平成24年10月23日条例第68号第9章第2節、第69号9章2節)に定める従業者の員数を下回らないものとします。

(4)設備概要

定 員	25人	静養室	1室 5床
食堂兼機能訓練室	1室187.43㎡	相談室	1室
浴 室	一般浴室、特殊浴槽	送迎車	3台

(5)営業時間

営 業 日	月～土曜日（祝日含む）
営 業 時 間	午前9時～午後5時
定 休 日	日曜日及び12月28日～1月4日

3. サービス内容

(1)送迎

ご利用者の居宅とデイサービスセンターとの間の送迎を行います。又、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けられた、居宅内介助等を行う事が出来ます。

(2)食事

デイサービスセンターでは、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間： 昼食 12:00～13:00

間食（おやつ） 15:00～15:30

(3)入浴

介助により入浴を行う一般浴槽と、車椅子による入浴を行う特殊浴槽により、ご利用者の身体状況を考慮した入浴を提供します。

(4)機能訓練

看護職員または介護職員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。

(5)生活相談

ご利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する、相談及び援助を行います。

4. サービスの利用方法

(1)居宅サービス計画の作成を依頼しているときは、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)居宅サービス計画を自己作成する場合は、まず電話等でご相談ください。デイサービスセンター職員がお伺いします。

5. 緊急時の対応方法・非常災害対策

サービス提供時に容体の急変等あった場合は、緊急連絡先並びに主治医に連絡します。但し、緊急の受診を要する場合は、協力医療機関に連絡します。

非常災害に備え、防災・避難に関する計画を作成し、定期的な避難・救出等の訓練を行います。

・第1緊急連絡先

氏 名			続 柄	
住 所				
電 話		(携帯)		

・第2緊急連絡先

氏 名			続 柄	
住 所				
電 話		(携帯)		

・第3緊急連絡先

氏 名			続 柄	
住 所				
電 話		(携帯)		

*主治医

病院（診療所）名			医師名	
住 所				
電 話		F A X		

*協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
浦安中央病院	浦安市東野3－4－14	内科、胃腸科、循環器科 他
浦安病院	浦安市北栄4－1－18	外科、内科、循環器科 他

6. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、家族等の身元引受人を立てていただくようお願いします。
身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。
- (2) 身元引受人は、これまでのご利用者の最も身近にして、そのお世話をされてきた家族や親族になっていただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、重要事項説明書の各条項のほか、以下の各号に従い債務を保証することになります。
 - ① 身元引受人は、ご利用者と連帯して本契約から生じるご利用者の債務を負担するものとする。
 - ② 前号の身元引受人の負担は、極度60万円を限度とする。
 - ③ 身元引受人の請求があったときは、事業所は遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
 - ④ ご利用者が疾病等により医療機関に入院、受診をする場合の申込み、費用の

支払い手続き並びに送迎

⑤その他、ご利用者に関わる事項

- (4)身元引受人が死亡もしくは破産宣告を受けた場合は、新たに身元引受人を立て、変更を届け出ていただきます。

7. 守秘義務

- (1)指定管理者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を、以下の利用目的以外では、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

- ①ご利用者の皆様へ提供する介護サービスのため
- ②ご家族の方への心身の状況説明のため
- ③介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料のため
- ④介護保険事務のため
- ⑤介護サービス等の管理、会計・経理、事故等の報告、介護サービスの向上等管理運営業務のため
- ⑥当施設で行われる実習への協力のため
- ⑦損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談または届出等のため
- ⑧サービス担当者会議等において使用するため
- ⑨受診・入院・往診に際し、医療機関へ情報提供するため
- ⑩居宅介護支援事業者及び他事業者へ情報提供するため
- ⑪法に定められた届出や統計のため

8. サービス提供における事業者の義務

- (1)当施設は、ご利用者に対しサービスを提供するにあたり、以下のことを守ります。

- ①ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康管理から必要な場合には、医師または看護職員と連携し、ご利用者からの確認を行います。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご利用者に対して、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。又、災害発生時には、速やかに地域住民と連携し対応できるように、訓練等にも住民が参加できるように努めます。
- ④感染症が発生し、まん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練を年2回以上実施する等必要な措置を講じます。
- ⑤感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的・継続的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- ⑥身体拘束、虐待防止のための指針を整備し、身体拘束、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。又、担当者を置き、年2回以上の研修を実施し職員に周知徹底を図ることで、ご利用者の人権を擁護します。

⑦ご利用者および他利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。

※やむを得ず行う場合はご利用者およびご家族へ説明・同意の上、必要最小限の範囲で行うよう努めます。

⑧ご利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保持し、ご契約者もしくは身元引受人の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付をします。

※複写は当説明書記載の費用をご負担いただきます。

⑨介護保険等関連情報を活用し、施設単位でのPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

⑩事業の運営に当たって地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

9. 契約の終了について（契約書第10条参照）

次の事由に該当する場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。なお、この場合、原則として、介護支援専門員に連絡するものとします。

- 一 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われないとき
- 二 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返したとき、又は利用者の入院もしくは病気等により2ヵ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかとなったとき
- 三 事業者が防止策を講じたにもかかわらず、利用者又はその関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又はハラスメント等を含む著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者又はその関係者の行動が他の利用者や事業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 五 ご利用者又はその関係者による以下の行為及びそれに類する行為が発生した場合

＜暴言または乱暴な言動＞

- ・怒鳴る、奇声や大声を発する、物を投げつける、物を壊す
- ・衣服を引きちぎる、刃物を向ける、手を払いのける、殴る
- ・蹴る、唾を吐く、脅迫、中傷、侮辱、差別的言動
- ・名誉毀損、土下座の要求

＜セクシュアルハラスメント＞

- ・職員の体を触る、手を握る、抱きつく、性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的な言動

<その他>

- ・ ストーカー行為、不退去、居座り、監禁、長時間の拘束
- ・ サービスの適正な範囲を超える不当要求や過剰要求
- ・ 他のご利用者および職員または事業所を貶める言動
- ・ 金銭補償の要求、謝罪の要求
- ・ 電話やメール等への過度な着信
- ・ 許可なく事業者内において撮影（写真、動画等）、録音等の行為及びこれらのSNS等への掲載等の行為
- ・ ご利用者及び職員等の個人情報の漏洩となる行為

※1 ハラスメント対応は当事業所顧問弁護士が行う場合があります

※2 上記の内、器物損壊・暴力等の危害が加わる行為は即時警察へ通報します

六 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所したとき

②利用者が死亡したとき

10. 施設・設備の使用上の注意

- (1) 施設敷地内は全面禁煙となっております。
- (2) 施設内への危険物・動物等の持ち込みは禁止とします。

11. サービスに関する苦情窓口

(1) 浦安市高洲高齢者デイサービスセンター

苦情受付窓口（担当者）： 松田 哲也

（電 話）047（382）2943

（FAX）047（382）2436

（受 付）月～土曜日（祝日含む）9：00～17：00

（第三者委員）小嶋 哲夫（浦安市社会福祉協議会 常務理事）

047（355）5331

（第三者委員）武部 晴子（浦安市民生委員児童委員協議会南地区会長）

047（354）2242

また、当施設では第三者を交えた苦情解決の制度を設けていますので、第三者委員を交えての相談もできます。希望される場合は、直接、備え付けの投票用紙に記入の上、第三者委員宛にお送りすることもできます。

(2) 浦安市高洲高齢者福祉施設及び浦安市猫実高齢者デイサービスセンター

苦情解決責任者：総園長 副 島 克 行

（電 話）047（382）2943

(FAX) 047 (382) 2436

(受付) 月～土曜日 (祝日含む) 9:00～17:00

(3) 浦安市保健福祉部高齢者福祉課、浦安市介護保険課

(所在地) 浦安市猫実一丁目1番1号

(電話) 047 (351) 1111 (代表)

(FAX) 047 (381) 0800 (高齢者福祉課)

047 (390) 7918 (介護保険課)

(受付) 月～金曜日 9:00～17:00

(4) 国民健康保険団体連合会

(所在地) 千葉県千葉市稲毛区天台六丁目4番3号

(電話) 043 (254) 7318 (代表)

(FAX) 043 (254) 7401

(受付) 月～金曜日 9:00～17:00

12. 福祉サービスの第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日 令和元年11月

実施した評価機関の名称 NPO法人 ACOBA

評価結果の開示状況 浦安市ホームページ

以上

[重要事項説明書] 同意書

年 月 日

通所介護サービス・介護予防・日常生活総合支援事業サービスの提供に際し、
本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護・介護予防・日常生活総合支援事業施設

浦安市高洲高齢者デイサービスセンター

説明者 職名 生活相談員 氏名 ㊞

私達は、本書面に基づいて指定管理者から重要事項の説明を受け、通所介護・
介護予防・日常生活総合支援事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

㊞

身元引受人

住所

氏名

㊞

(利用者との関係)

代理人

住所

氏名

㊞

(利用者との関係)

私は、利用者が指定管理者から重要事項の説明を受け、通所介護・介護予防・
日常生活総合支援事業サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、
私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

㊞

(利用者との関係)